

宿泊事業者のみなさまへ

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度に参加しませんか？

認証のメリット

- 顧客獲得に向けて施設の安心安全をPR！
- 認証施設は専用ホームページでも広く情報発信 など

Q 感染対策に費用がかかる場合は？

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度支援等事業費補助金を活用することもできます。詳しくは県HPをご覧ください。

宿泊施設 感染対策 検索

安心して旅行を楽しんでもらえるよう、必要な感染防止対策が施されている宿泊施設の「認証制度」をスタートします。

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度とは

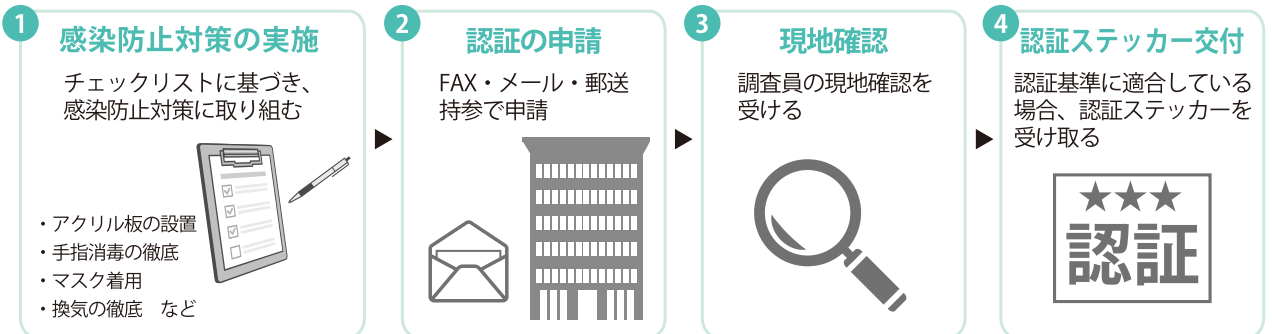
宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）等に基づき作成された認証基準を全て満たした施設を県が認証する制度です。

対象事業者 旅館業法に規定する許可を受けた事業者が営む県内の事業用施設で、専ら集客を目的とする宿泊施設（暴力団員であるもの又は法人であってその役員の中に暴力団員である者がいるもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く）

受付期間

- ・第1次受付 令和3年 8月 2日（月）から 9月 3日（金）まで
- ・第2次受付 令和3年 9月 27日（月）から 10月 29日（金）まで
- ・第3次受付 令和3年 11月 22日（月）から 12月 28日（火）まで

認証の手順



申請方法 FAX・メール・郵送・持参：所定の申請書及び添付書類を下記事務局へご提出ください。
受付時間：平日9時30分～17時30分



〈鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度事務局〉

〒892-0847 鹿児島県鹿児島市西千石町 11-25
鹿児島フコク生命高見馬場ビル 5F JTB 鹿児島支店内

TEL：099-239-7944 FAX：099-224-4456
E-Mail：ninsyouseido@jtb.com
営業時間：平日 9時 30分～17時 30分

